

茨城町第6次総合計画  
後期基本計画策定方針

令和3年8月  
茨城町

## 1 計画策定の趣旨

本町では、『三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち』を将来像に掲げた基本構想（平成 30 年度～令和 9 年度）及び前期基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度）を策定し、将来像の実現に向けたまちづくりを進めてきました。

その間、加速する少子高齢化と人口減少に代表されるさまざまな課題に加え、SDGs（エスディーゼーズ）や Society（ソサイエティ）5.0 など新たな時代の潮流への対応も求められています。

こうした状況の中、本町が将来にわたって持続可能なまちづくりを行っていくためには、これまで以上に重点的・効率的な行政運営が必要とされます。

そこで、令和 4 年度をもって終了する前期基本計画を継承・発展させ、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間で展望した新たな「後期基本計画」を策定します。

## 2 計画の構成及び期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成し、その役割及び計画期間は、以下のとおりです。

### （1）基本構想

本町の特長・資源や町民の声、時代の流れ、そしてまちづくりの課題を踏まえ、本町が目指す姿と、その実現に向けた計画の体系や方針などを示したものです。

現基本構想は、町議会の議決を経て、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間の構想として策定されているため、基本的に今回の改定は行わないものとします。

※ただし、今後策定する後期基本計画の内容との不整合等があれば改定する可能性があります。

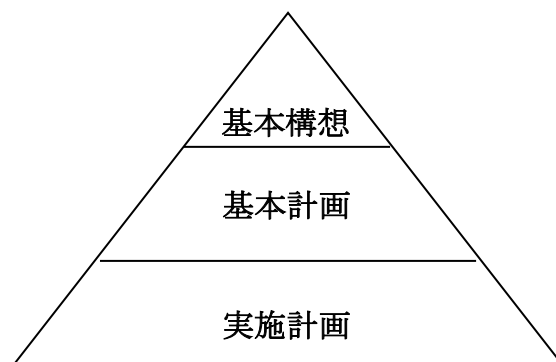
### （2）基本計画

基本構想に基づき、各分野において取り組む主要な施策や数値目標などを示したもので、令和 4 年度で前期基本計画が終了することから、後期基本計画は、令和 5 年度から基本構想の終了年度である令和 9 年度までの 5 箇年計画とします。

### （3）実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示したもので、予算編成の指針となるものです。計画期間は 3 年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

【総合計画の構成とイメージ】



	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
基本構想	目標年次：令和9年（10年）										
基本計画	前期基本計画（5年）					後期基本計画（5年）					
実施計画	3箇年実施計画			3箇年実施計画			3箇年実施計画			毎年、ローリング方式により見直しを行います。	

### 3 策定時期

令和5年3月を目途とする。

## 4 計画の基本方針

### (1) 社会経済情勢に即した計画づくり

社会・経済・財政状況等，本町を取り巻く環境を十分に分析し，課題を適切に認識した上で，今後の動向にも考慮した計画を策定します。

### (2) 前期基本計画の評価・総括を踏まえた計画づくり

前期基本計画について十分な検証を行い，町の施策の現状・達成度・課題を明確化するとともに，その評価・総括結果を後期基本計画づくりにも反映します。

### (3) 町民との協働による計画づくり

計画の策定段階から，積極的な情報の発信，意識調査，住民説明会，パブリックコメントなど，町民の意見を的確に把握し，計画に反映させることで町民と行政が一体となった計画づくりを行います。

### (4) 成果を重視した戦略的な行政経営の視点

持続可能な行財政基盤の確立に向けて，経営的な視点で，「選択と集中」による効果的・効率的な施策の展開を図り，行政経営の指針となる計画を策定します。

### (5) 他の計画等との関連性の確保

町の各施策分野において，町民参加等を踏まえ策定した個別計画や国・県などの上位計画との整合性を図ります。

### (6) わかりやすい計画

目標や指標を掲げ，誰にとってもわかりやすい計画を目指します。

## 5 策定体制

本町の将来像の実現に向け，今後のまちづくりの方向性を示す計画となることから，諮問機関の設置等多くの町民の参画と全庁体制により計画策定を進めるものとします。

### (1) 諮問機関

#### ① 総合計画審議会

茨城町総合計画審議会条例に基づき，町議会議員，学識経験者，団体代表等 15 名からなる総合計画審議会を設置し，町長からの諮問に応じ，計画案について審議を行います。

## (2) 庁内体制

計画策定への職員の参画意識が計画の実効性をより高めるため、全庁体制のもとに計画の策定を推進します。

### ①総合計画策定委員会

副町長を委員長に、計画原案を審議・決定し、審議会に提案する。

(副町長(委員長)、町長公室長(副委員長)、教育長、部長相当職)

### ②総合計画ワーキングチーム

各課選出の課長補佐級以下で組織し、計画の研究発案機関として町の将来像実現に向けての成果指標の研究・発案及び目標達成のための政策立案を行います。

(主な業務内容)

○チーム員の所属課等の分掌事務に係る調査、資料の収集・分析

○チーム員の所属課等の分掌事務に係る総合計画素案の立案及び確認調査

### ③事務局

町長公室地域政策課に設置し、各種連絡調整及び資料作成等を行い計画策定の運営全般を行います。

## (3) 町民参画

### ①意識調査

18歳以上の住民記録登録者から無作為に抽出した3,000人を対象に町の施策満足度やまちづくりへの意識を調査し、計画案に町民の意見を反映させることを目的として実施します。

また、意識調査から得られた結果は、町民と行政の協働により共通して目指すべき「成果指標」として活用するほか、町民と行政の役割分担の明確化を図るための基礎資料とします。

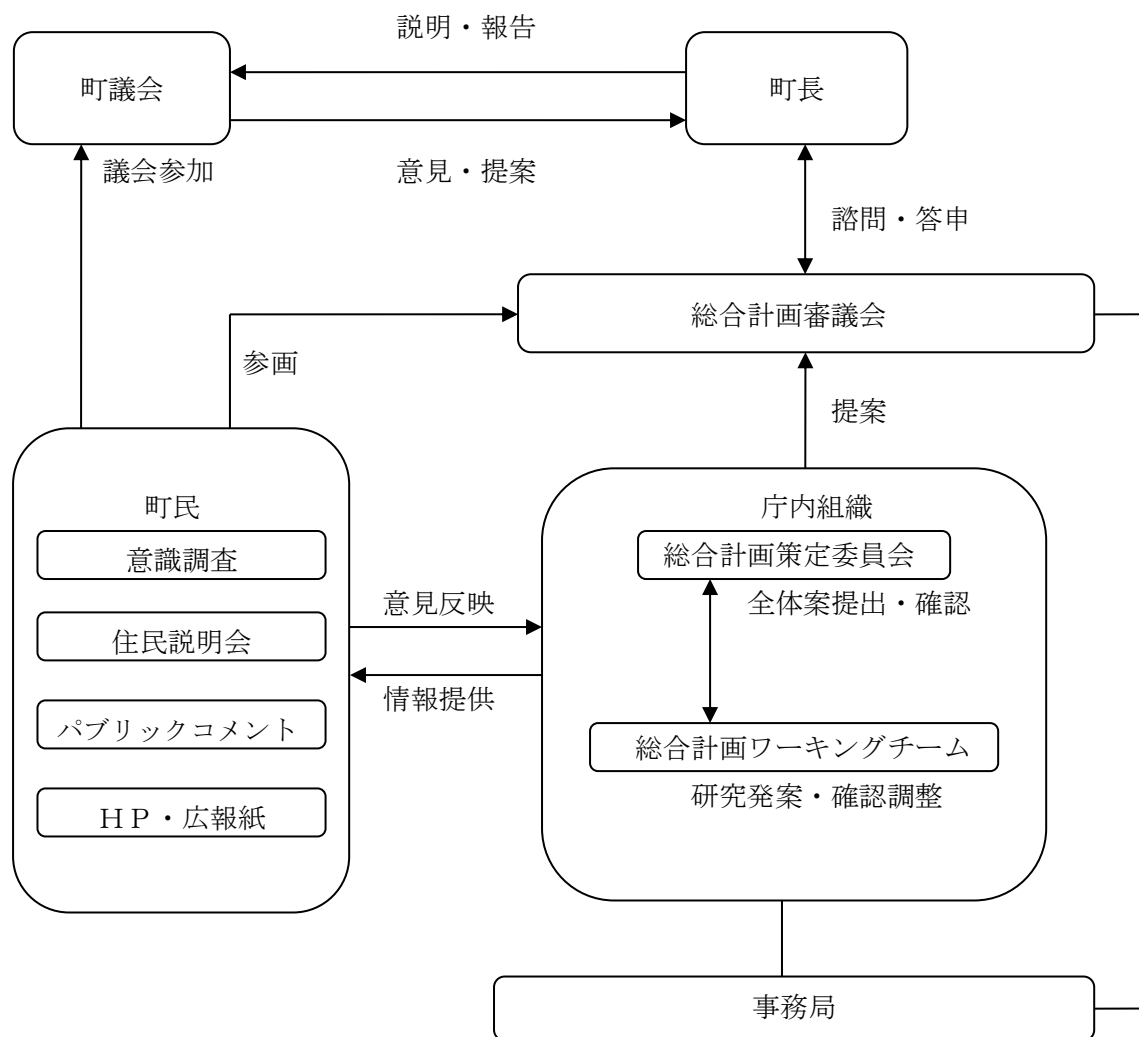
### ②住民説明会及びパブリックコメント

各地区において住民説明会を行うとともに、町民全体(企業を含む)に対し、計画案の公表を行うことにより、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図り、町民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施します。

### ③情報の周知

策定過程においてホームページ及び広報紙等において経過を公開し、町民への情報提供に努めます。

【策定体制のイメージ図】



6 策定スケジュール

「策定スケジュール表」参照